

患者様へ

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症に関する公費支援が見直されます！

令和5年3月10日付けの国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、同年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが**変更**されます。

それに伴いまして、同感染症に係る国からの『公費支援』が以下のとおり見直されますのでお知らせ致します。

変更内容	現行 2023年5月7日まで	変更後 2023年5月8日から
検査	有症状者等の検査費用を公費支援	原則 公費支援は終了 保険請求(自己負担)
入院医療費	自己負担分を公費支援	高額療養費の自己負担限度額から 2万円を減額 (2万円未満はその額)
外来医療費	自己負担分を公費支援	新型コロナ治療薬を公費支援 (国が負担:無料)

※公費の対象となる新型コロナ治療薬。
経口薬(ラゲブリオ・パキロビッド、ゾコーバ)、点滴薬(ベクルリー)、中和抗体薬(ロナプリーブ、ゼビュディ、エバジェルド)

※外来医療費、入院医療費の**変更後の**公費支援は9月末まで

※以下の場合は、行政検査として公費支援継続。
重症化リスクが高い者が多い医療機関、高齢者施設等での陽性者発生時の周囲の者への検査